

## 第1章 ビジョン策定にあたって

### 1. 策定の背景

#### ●子ども・若者を取り巻く環境の変化

少子高齢化の進行や核家族、共働き世帯の増加、さらには都市化の進展などから、「働き方」や「暮らし」、「家庭(家族形態)」が変わってきており、子ども・若者を取り巻く環境が大きく変化しています。

#### ●子ども・若者をめぐる問題の複雑・深刻化

社会状況や子ども・若者を取り巻く環境が変化する中、児童虐待、発達障害、いじめ・不登校、非行、ひきこもり、ニート、自殺など、子ども・若者をめぐる問題は複雑・深刻化しており、子ども・若者自身が犯罪に陥り、被害者にも加害者にもなる痛ましい事件が起っています。

### 2. 策定の趣旨

本ビジョンは、子ども・若者自身の育ちの視点から施策を整理し、本市の社会状況や地域の実情に合わせながら、子ども・若者を取り巻く環境の変化に適切に対応し、子どもの育ちを支え、若者の希望がかなうまちをめぐり、ライフステージを通じた切れ目ない子ども・若者の育成・支援を総合的に推進するため策定します。

### 3. ビジョンの位置付け

- 本ビジョンは、**子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく市町村子ども・若者計画**として策定します。
- 本ビジョンは、川崎市総合計画と連携し、**子ども・若者に関する施策を横断的に推進するため**策定します。

### 4. ビジョンの構成と対象期間

- ビジョン**…本市がめざす子ども・若者育成支援の**基本理念及び基本的な方向性**を示す⇒**6年間**
- アクションプラン**…**個別の事業や施策**を示した行動計画⇒**対象期間：2年間**
- 重点アクションプラン**…アクションプランのうち、中学生死亡事件の再発防止・未然防止に向けて、迅速かつ実効的に取り組むべき**特に重点的な課題に対する具体的な対策事業**を示した計画⇒**対象期間：2年間**

### 5. ビジョンの対象

- 0歳から概ね30歳未満までを対象**とし、施策によってはポスト青少年期までの40歳未満を対象とします。

## 第2章 子ども・若者を取り巻く状況

### 1 地域全体で子ども・若者を支える

⇒子ども・若者自身や保護者からも「放課後などに気軽にに行ける安全な居場所の提供」の声は強く、地域の中で、多様な主体が連携しながら、子ども・若者が安全に、安心して過ごせる社会環境づくりに取り組むことが必要です。

### 2 子ども・若者自身の「生きる力」を伸ばす

⇒子ども・若者が将来に夢や希望を持ち、社会的な自立に必要な能力や態度を育てていくためには、自尊感情や規範意識、学ぶ意欲、人と関わる力などを発達段階に応じて育むなど、「生きる力」を伸ばす教育が必要です。

### 3 困難を抱えた子ども・若者を社会全体で支援する

⇒不登校やひきこもり、ニートなど社会生活を営む上で支援を必要とする子ども・若者に対し、自立に向けた取り組みを促進し、一人ひとりの困難の状況に応じた支援をすることが必要です。

## 第3章 ビジョンの基本理念と基本的な方向性

### 1. 基本理念

#### 「川崎の未来を創る子ども・若者の育成」

##### ～子どもの育ちを支え、若者の希望がかなうまち・かわさき～

社会の希望であり「未来の力」である子ども・若者が、夢や希望を大切にし、あらゆることに挑戦ができ、学びや体験を通じて、自らの力で、未来の社会をよりよいものに変えていく力を身に付け、自信を持って社会に羽ばたくことができるよう、地域社会全体で子ども・若者を見守り、育てていくことをめざします。

### 2. ビジョンを推進するための視点

#### ◎ 子ども・若者の権利を尊重する視点

本市では、全国に先駆けて「子どもの権利に関する条例」を制定し、子どもの権利施策を推進してきました。子ども・若者施策を推進するためには、すべての事業にこの条例の視点が盛り込まれている必要があります。本ビジョンにおいても条例の理念のもと、子ども・若者支援に関する施策を推進します。

#### ◎ 子ども・若者へのライフステージを通じた切れ目ない支援をする視点

子ども・若者が、生まれてから、育ち・学びながら成長を続け、やがて社会の一員として羽ばたいていくためには、乳幼児期から学童期、思春期、青年期とそれぞれの成長段階の特性に応じた「切れ目ない」支援を地域社会全体で進めることが大切です。次代を担う子どもを見守り、若者がチャレンジできるよう家庭・地域・学校などが一体となって、子ども・若者育成支援に関する施策を推進します。

### 3. 基本的な方向性と施策の展開

#### I 地域社会全体で子ども・若者を見守り・支えるしくみをつくる

子ども・若者を取り巻く環境が変化する中、子ども・若者が安全に、安心して暮らせるよう、地域社会全体で、安全・安心な社会環境づくりに取り組むとともに、多世代が相互に交流し、子ども・若者やその家庭に寄り添いながら、見守り・支えるしくみづくりに向け、地域包括ケアシステムの構築を進めます。

また、子ども・若者は、地域社会にとって、未来を担う大切な存在です。そのため、子ども・若者の育成支援については、家庭・学校・地域・行政などが連携し、地域で暮らすすべての人が相互に協力しながら、一体となって取組を推進します。

#### II すべての子ども・若者の健やかな成長を促進する

すべての子どもの育ちを支え、若者が安心して自分らしくいきいきと成長できる地域社会をつくるためには、一人ひとりの子ども・若者の置かれた状況を把握し、それぞれの個性を尊重しながら、乳幼児期から青年期に至るまでのライフステージに応じた切れ目ない子ども・若者の育成支援に取り組めます。

#### III 困難を抱える子ども・若者を支援する

次代を担う一人ひとりの子ども・若者の育ちが、個人や家庭の状況だけに捉われることなく、地域社会全体で子ども・若者やその家庭を支援するとともに、困難を抱えている子ども・若者がその置かれている状況を克服し、将来を輝かしいものとするため、様々な主体が連携・協働しながら、子ども・若者の育成支援を推進していきます。

# 川崎市子ども・若者ビジョン 概要

## 第4章 アクションプランにおける施策展開

### I 地域社会全体で子ども・若者を見守り・支えるしくみをつくる

#### 1. 子ども・若者の居場所づくりと多世代が交流しながら互いに支え合えるしくみづくり

地域全体で、子どもや若者の成長を見守り、学び、育てていく地域づくりに向け、子ども・若者が安全で、**安心に過ごすことのできる居場所づくり**を進めるとともに、地域の中で子ども・若者から高齢者までの**多世代が交流し、相互に支え合う仕組みづくり**を進めます。

#### 2. 多様な主体が連携した、子ども・若者が安全で安心して過ごせる社会環境づくり

**地域が主体となって取り組む**自主防犯活動や青少年指導員・民生委員児童委員などによる防犯・トラブルや訪問活動を**支援**するとともに、地域・学校・警察・行政機関などが連携した交通安全運動や身近な公園の維持管理など、**多様な主体が協働・連携しながら、地域力の向上に向けた取組**を進めます。

#### 3. 家庭・学校・地域・行政が連携した、子ども・若者への取組の充実

**家庭・学校・地域・行政が相互に連携しながら、子育て支援や地域の教育力の向上を図る取組**を進めるとともに、**担い手の人材育成・支援等の取組**を進めます。

### II すべての子ども・若者の健やかな成長を促進する

#### 1. 親と子のより良い関係づくりと子ども・若者の健やかな成長に向けた支援

**親と子のより良い関係づくり**に向け、両親学級の実施や乳幼児健診時における相談・情報提供など、**子育て家庭への出産・育児を支援**するとともに、心も体も大人に移行する思春期における健康教育を実施するなど、**子ども・若者の健全な成長に向けた支援**をします。

#### 2. 子ども・若者の自己形成支援と豊かな心を育む教育の推進

**学童期や思春期**においては、子ども・若者が将来に対する夢や希望を持ち、社会人として自立して生きていくために必要な能力や態度を育てていく教育をするとともに、他者を思いやる心や自立(自律)心を育成するなど、**豊かな人間性を育む教育を推進**します。

#### 3. 子ども・若者の社会的な自立に向けた支援の充実

高校生や大学生などの**若者の行政参加の促進**を図るとともに、若者の就職相談や定着支援、さらには、個々の状況に応じた就業支援や学習支援、職業意識の啓発など、**関係機関が連携しながら、若者一人ひとりの状況に応じた適切な支援に向けた取組**を推進します。

### III 困難を抱える子ども・若者を支援する

#### 1. 児童虐待など保護を必要とする子ども・若者への支援

児童虐待を未然に防ぎ、虐待を見逃さないよう、地域で子どもに関わる相談や支援に携わる関係機関等で構成する要保護児童対策地域協議会の機能の充実・強化を図るとともに、**支援が必要な子ども・若者とその家庭に対しては**、区役所における児童相談・支援や児童相談所における心理的な相談・支援など、**子どもの最善の利益や安全を最優先にした取組**を推進します。

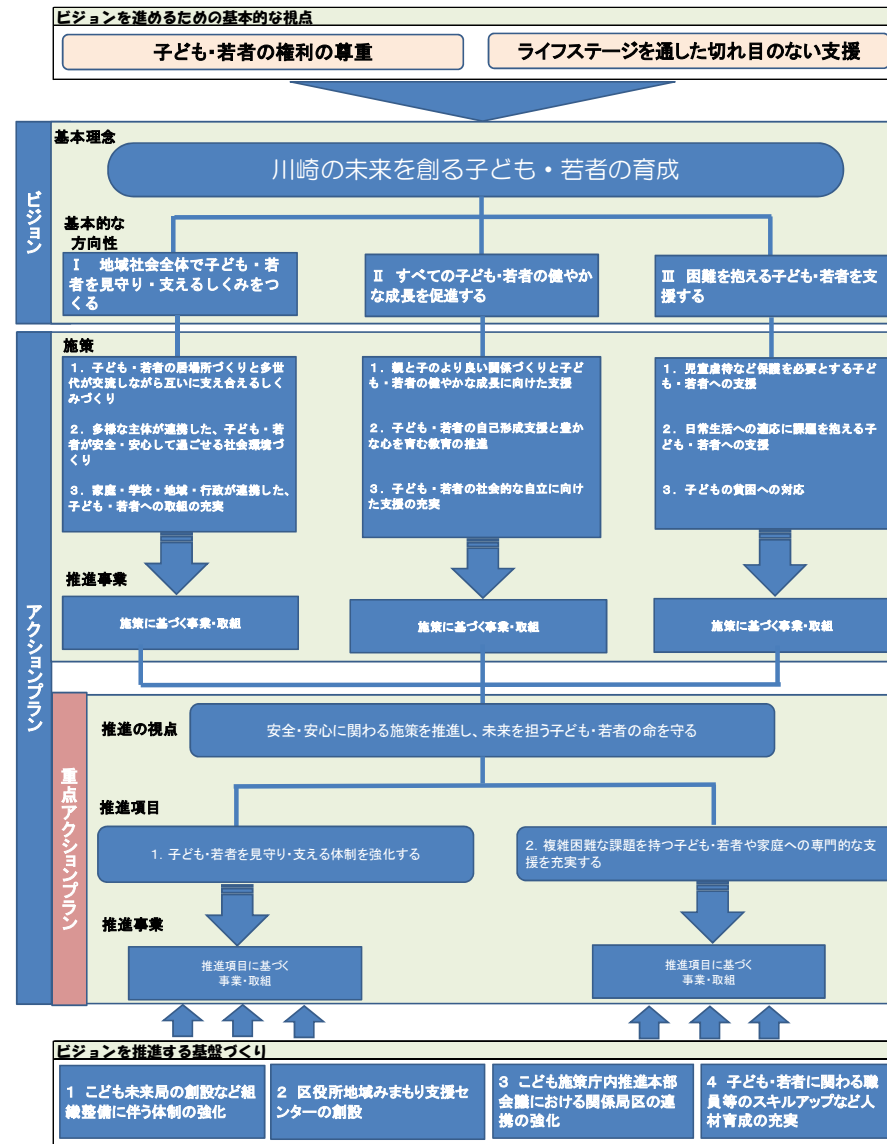
#### 2. 日常生活への適応に課題を抱える子ども・若者への支援

学校や区役所・児童相談所など、子ども・若者に携わる様々な関係機関が、それぞれの専門性を生かして、子ども・若者の発達段階に応じた支援をするとともに、**自分自身や家族の力では解決できないような困難な状況に陥った子ども・若者に対しては、一人ひとりの置かれた状況に応じたきめ細かな適切な支援**をします。

#### 3. 子どもの貧困への対応

経済的に生活が困窮した子どもの生活の保障、精神的に生活が困窮した子どもの支援とともに、**生活が困窮しているために自分の居場所を見いだせない子ども・若者への支援**に向けた居場所づくりや、新たな課題の解決に向けた取組も検討するなど、**子どもの貧困対策と世代を超えた貧困の連鎖の防止に向けた取組**を推進します。

## 川崎市子ども・若者ビジョンの施策体系



# 川崎市子ども・若者ビジョン 概要

## 第5章 重点アクションプラン

### 1. 重点アクションプランの策定趣旨

- 平成27年2月20日、川崎市川崎区の多摩川河川敷において、市内の中学1年生が亡くなる痛ましい事件が発生し、社会に大きな衝撃を与えました。本市では、この事件を受け、事実関係の検証や再発防止等の検討を進め、平成27年8月に、この事件が二度と繰り返されないことがないよう、再発防止に向けた検討結果を「中学生死亡事件に係る庁内対策会議報告書(以下、報告書という。)」としてまとめました。
- 本市としては、本報告書に掲げた再発防止に向けて今後の取組の強化を着実に進めるとともに、地域社会が一体となり、次代を担う子ども・若者の健全な育成に向けて、安全・安心な地域づくりを進めることが喫緊の課題となっています。
- 本ビジョンでは、アクションプランに、子ども・若者を地域で見守るしくみづくりや困難な状況にある子ども・若者を含めたすべての子ども・若者への切れ目ない支援を進めるための取組を位置づけ、さらに中学生死亡事件の再発防止・未然防止に向けた迅速な対応を図ることを最重要課題として、平成28年・29年の2年間で対象期間とし、「子ども・若者を見守り・支える体制の強化」と「複雑困難な課題を持つ子ども・若者や家庭への専門的な支援の充実」を特に重点的に取り組むべき事業として「重点アクションプラン」に具体的に位置づけて、子ども・若者が安全・安心で、健やかに成長するまちづくりを推進します。

### 2. 重点アクションプランの推進にあたって

- 重点アクションプランの推進にあたっては、各施策や事業の継続的な進捗管理や職員等の研修の企画調整を行うなど実効性のある推進体制を確保するため、庁内における関係局区との相互の連携強化を推進します。
- 各区役所においても、平成28年度から組織を再編し、「子どもから高齢者まで、あらゆる世代の市民が、地域で生き活きと生活できる」よう、新たに保健福祉センターに「地域みまもり支援センター」を設置し、保健・福祉・教育の各専門職種・職員による地域の見守り体制の強化や個別支援と地域づくりを一体的に行うこのセンターの仕組みを最大限に活かした取組を推進します。
- 子ども・若者の生命が危険な状態に陥る事件・事故の未然防止・再発防止のためには、心の居場所を失った子ども・若者自身が自ら声を上げることが容易ではないため、子ども・若者に携わる職員等の一人ひとりがSOSを受け止める感度を高め、各々の情報を持ち寄り、それを重ね合わせることで、課題を共有し、相互の連携をより一層強化しながら、子ども・若者一人ひとりの置かれた状況に応じた実効的な対策を図ります。

## 重点アクションプランの施策展開

### 推進の視点と推進項目

#### 「安全・安心に関わる施策を推進し、未来を担う子ども・若者の命を守る」

子ども・若者にやさしいまちづくりを推進するため、「安全・安心に関わる施策を推進し、未来を担う子ども・若者の命を守る」を推進の視点として、「子ども・若者を見守り・支える体制を強化する」、「複雑困難な課題を持つ子ども・若者や家庭への専門的な支援を充実する」の2つを推進項目とし、平成28年度から2か年の重点アクションプランを推進します。

#### I 「子ども・若者を見守り・支える体制を強化する」

- 【重点項目1】 子ども・若者の居場所の充実
- 【重点項目2】 地域の見守り体制の強化
- 【重点項目3】 安全・安心な地域環境の整備
- 【重点項目4】 児童虐待防止・非行防止等の啓発推進

#### II 「複雑困難な課題を持つ子ども・若者や家庭への専門的な支援を充実する」

- 【重点項目5】 専門的支援ネットワークの構築
- 【重点項目6】 専門的な児童支援の充実・強化

### I 子ども・若者を見守り・支える体制を強化する

- 子ども・若者と多世代が交流することで、子ども・若者を見守り・支えることへの意識を地域の中で醸成し、さまざまな生きづらさを抱える子ども・若者の声なき声に耳を傾けることができる環境づくりを進めます。
- 多世代が気軽に集える子ども・若者の居場所の充実を図るとともに、新たな子ども・若者の課題・ニーズにも対応した居場所づくりに向けた検討をし、対策を推進します。
- 地域人材を活用し、地域に暮らす大人が子ども・若者への支援のまなざしをより積極的に向けていくために地域の見守り体制の強化を図るとともに、子ども・若者が犯罪に巻き込まれるなど、危険にさらされることのないよう安全・安心な地域環境の整備、困ったときに子ども・若者や保護者がSOSを寄せられる地域社会を実現するために児童虐待防止・非行防止等の啓発を推進します。
- こうした取組を推進する中で、地域人材・地域団体等をはじめとした地域コミュニティや関係機関等の協力も得ながら、子ども・若者やその家庭からのSOSをしっかりと受け止められるよう、子ども・若者を見守り・支える体制の強化に努めます。

#### 【重点項目1】 子ども・若者の居場所の充実

地域における子ども・若者の居場所の充実

#### 【重点項目2】 地域の見守り体制の強化

地域の関係団体や警察等と連携した少年の非行防止や健全育成の推進

#### 【重点項目3】 安全・安心な地域環境の整備

防犯灯・防犯カメラの設置による防犯対策の推進

#### 【重点項目4】 児童虐待防止・非行防止等の啓発推進

各種広報・イベント等を活用した児童虐待や非行防止、いじめ防止等の啓発を推進

### II 複雑困難な課題を持つ子ども・若者や家庭への専門的な支援を充実する

- 不登校や非行などに関する子ども・若者の問題は、虐待を受けていた生育歴や安定した家庭環境の不足、思春期の不安定な心と体の問題などが背景にあることが多く、特に、虐待による人格形成上の影響として、低い自己肯定感や高い攻撃性などを持つ傾向があると言われています。これらは課題を抱える子ども・若者の特性と共通する部分であり、非行対策や健全育成の推進のためにも、児童虐待の予防と早期発見、ソーシャルワークや心理面での専門領域からの支援が必要となります。
- 困難を有する一人ひとりの子ども・若者やその家庭に対し、多様な専門職が協働し、個々の子ども・若者やその家庭の実情に応じた支援を行います。
- また、これまで児童相談所や各区役所、警察の少年相談・保護センター等がそれぞれに支援の充実を図ってきましたが、児童相談の専門機関である児童相談所と関連機関が連携するしくみを充実します。
- 専門職による支援の充実と、関連機関相互の連携強化のため、区役所組織や要保護児童対策地域協議会等の「専門的支援ネットワークの構築」と児童相談所等の専門機関による支援体制の強化による「専門的な児童支援の充実・強化」の2つを重点項目として掲げ、複雑困難な課題を持つ子ども・若者とその家庭への支援の充実にも努め、被害・加害を発生させない取組を推進します。

#### 【重点項目5】 専門的支援ネットワークの構築

要保護児童対策地域協議会、児童虐待防止医療ネットワークの充実・強化

#### 【重点項目6】 専門的な児童支援の充実・強化

児童家庭支援センターの機能強化及び増設による個別相談・指導の充実、児童相談所の業務執行体制の強化、複雑な背景・課題を有する非行・不登校児童等への支援の充実

# 川崎市子ども・若者ビジョン 概要

## 第6章 ビジョンの推進に向けて

このビジョンでは、すべての子ども・若者が夢や希望を大切に、あらゆることに挑戦ができ、学びや体験を通じて、自らの力で、未来の社会をよりよいものに変えていく力を身に付け、自信を持って社会に羽ばたいていける地域社会の実現をめざし、「川崎の未来を創る子ども・若者の育成」を基本理念に掲げています。

ビジョンの推進にあたっては、新たに創設する「こども未来局」を中心として、庁内の関係局区で構成する「川崎市こども施策庁内推進本部会議」において、全庁的な対応を図り、子ども・若者を取り巻く環境や本市の社会状況の変化に適切に対応しながら、子ども・若者施策を総合的に推進していきます。

### 1 ビジョンの進行管理

このビジョンに位置づけた施策の進行管理は毎年度行い、「川崎市こども施策庁内推進本部会議」で、庁内の関係部局間における横断的な調整と情報の共有を図るとともに、「川崎市青少年問題協議会」（附属機関）において、外部の有識者の意見聴取を行うなど、着実な施策の推進を図ります。

#### (1) アクションプランの評価

アクションプランの評価については、推進項目に位置づけた各年度の主な取組の達成状況や得られた成果等についての評価を行うとともに、評価結果については、ホームページ等を通じて公表します。

#### (2) 重点アクションプランの評価

重点アクションプランの評価については、重点項目ごとに位置づけた各年度の取組の達成状況や得られた成果等についての評価を行うとともに、評価結果については、ホームページ等を通じて公表します。

#### (3) ビジョンの検証

計画の進捗状況については、平成29年度を目処に中間評価を実施し、「川崎市総合計画」との整合性や他計画との連携を踏まえ、内容の見直しを含めた計画の検証を行います。

### 2 ビジョンの推進体制

#### (1) 全庁的な推進体制

##### ●こども未来局の設置

子育てをめぐる市民ニーズの多様化に対応し、子どもを安心して育てることのできる「ふるさとづくりを進めるとともに、組織の責任体制をより明確化するため、平成28年度から、こども未来局を設置します。

また、子ども・若者が抱える課題が多様化・複雑化する中、中学生死亡事件も踏まえ、困難を抱える子ども・若者や家庭等への支援等を強化し、本ビジョンに基づき、子ども・若者施策を総合的に推進するためこども未来局に青少年支援室を設置します。

##### ●区役所地域みまもり支援センターの設置

地域内の多様な主体との顔の見える関係を築き、専門的支援機能等との情報を共有し、保健・福祉・医療に関する地域課題の解決を図りながら、地域包括ケアシステムの総合的なマネジメントを実施するため、区役所保健福祉センター内に地域みまもり支援センターを設置します。

##### ●川崎市こども施策庁内推進本部会議

本ビジョンに基づき、本市における子ども・若者施策について、庁内で相互に連携して総合的に推進するため、副市長をトップとして、庁内各関係局区により構成する「川崎市こども施策庁内推進本部会議」において、庁内の関係部局間における横断的な調整を図ります。

#### (2) 有識者等からの意見聴取

川崎市青少年問題協議会（附属機関）は、子ども・若者施策に関する有識者等で構成され、青少年の総合的施策の推進に向けて必要な事項を調査審議し、意見具申を行っています。

本ビジョンに位置づけた各年度の主な取組の達成状況や得られた成果等、評価結果等については、本協議会に報告をし、意見聴取をしながら推進します。

また、子ども・若者自身を含め、子ども・若者施策の実施に携わる団体や市民の方々からの意見を聴取し、施策の推進への反映に努めていきます。

#### (3) 子ども・若者に関わる職員等のスキルアップなどの人材育成の充実

子ども・若者に携わる関係者の一人ひとりがSOSを受け止める感度を高め、相互の連携をより一層強化するため、子ども・若者への理解を深め、相談・支援技術のスキル向上のための研修等を実施するなど、人材育成の充実を図ります。